

秋田県町村電算システム共同事業組合条例等の公布に関する条例

平成25年4月1日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づき、条例等の公布に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、秋田県市町村会館の掲示場に掲示してこれを行う。

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則に準用する。

(規程の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程に準用する。

(その他の規則及び規程の公布等)

第5条 第2条の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規則で公布を要するものに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前項の規定は、管理者以外の組合の機関の定める規程で公表を要するものに準用する。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。